ACELINK NX-Pro® Ver.2.13.0020

2026年9月24日

更新プログラム提供のご案内

お客様　各位

ACELINK NX-Proにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- 国税システムの更改対応
- 法人税申告書システムの令和8年度地方税改正対応
- 消費税申告書の「インボイス経過措置の改正および様式改訂」対応
- 電子申告の法人税の令和8年度税制改正対応
- 電子申告の令和8年分相続税電子申告対応
- 電子申告の消費税の令和8年税制改正対応
- 電子申告の法人二税・特別税の令和8年度税制改正対応
- 各システムの機能改良および不具合対応

【かんたんクラウドとのデータ同期について】
かんたんクラウド会計とデータ同期を行う場合は、あらかじめ本バージョン（ACELINK NX-Pro Ver.2.13.0020）をインストールしていただく必要があります。

1．システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【国税システムの更改対応】

国税システム更改対応に伴い、申告書や申請・届出書のAI-OCR様式に対応しました。
今回のリリースで対応するシステムは以下になります。

法人税申告書／消費税申告書／申請・届出書作成／事務所管理／電子申告／相続税申告書
※顧問先管理および各業務システムから印刷する税務代理権限証書および添付書面も対応しています。
・詳細については、「国税システムの更改とMJSの対応予定について（改訂版）」および、「ACELINK NX-Pro システム対応一覧」を参照してください。

【ACELINK NX-Pro　法人税申告書（オフライン含む）】

・地方税様式の令和8年度改正に対応しました。
・市町村税率マスターの市民税率を2026年7月時点の内容に更新しました。
※改正・改良等の詳細については、「令和8年度 法人税申告書システム「地方税様式改正対応」について」を参照してください。

【ACELINK NX-Pro　消費税申告書（オフライン含む）】

・「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」の改正対応、および、「国税システムの更改による申告書等の様式変更」に対応しました。
※改正・改良等の詳細については、「消費税申告書システム「インボイス経過措置の改正および様式改訂対応」について」を参照してください。

【ACELINK NX-Pro　電子申告（オフライン含む）】

・令和8年9月24日（木）よりe-Tax（国税電子申告・納税システム）受付開始予定の令和8年度（令和8年4月1日以後終了事業年度分）法人税（地方法人税含む）の電子申告データ作成に対応しました。
・令和8年9月24日（木）よりe-Tax（国税電子申告・納税システム）受付開始予定の令和8年分（相続開始年月日令和8年1月1日以降）相続税の電子申告データ作成と帳票確認に対応しました。
・令和8年10月1日（木）よりe-Tax（国税電子申告・納税システム）受付開始予定の令和8年度消費税の電子申告データ作成に対応しました。
・令和8年9月24日（木）よりeLTAX受付開始予定の令和8年度税制改正対応による法人二税・特別税の電子申告データ作成に対応しました。
・e-Tax、eLTAXのシステム更改に対応しました。
※令和8年9月24日以降、バージョンアップをしない場合以下の電子申告の機能が利用できません。
（e-Tax）
通知書一覧
（eLTAX）
個人住民税（特徴）の電子申告データ送信、開始変更届出（地方税）、利用者情報登録・変更（地方税）、特徴税通（特徴義務者）、特徴税通（納税義務者）、納付情報発行（連動）、納付情報発行（入力）、納付情報の確認・納付、ダイレクト納付口座管理

【各システムの機能改良および不具合対応について】

機能改良および不具合対応については、「ACELINK NX-Pro システム対応一覧」を参照してください。

2．オンラインアップデートについて

(1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
(2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はTVSサイトの［更新プログラムダウンロード］に掲載しております。

3．バージョンアップについて

(1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
(2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、10分～20分を目安とお考えください。
(3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・［ユーティリティ］－［データ関係処理］－［バックアップ］
(4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
(5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

【オフラインをご利用のお客様】

●バージョンアップ前にオフライン側のすべての顧問先データを本体側にアップロードしてください。

●データセンターを採用してオフラインを使用している場合には、本体側・オフライン側双方でバージョンアップ後にデータセンターへ移送を行ってから、オフラインのダウンロードを行ってください。

・[ユーティリティ]－[データ関係処理]－[データセンター]－[データセンター移送]－[処理区分：会計事務所からデータセンターへ移送]

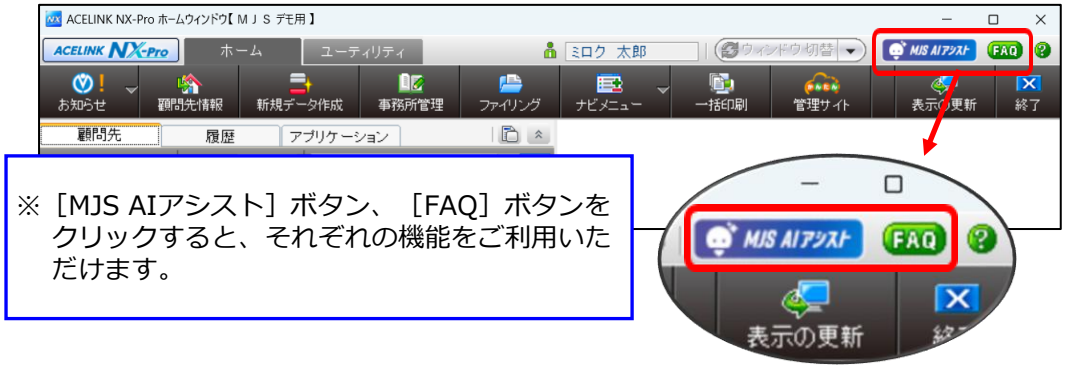
4．システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、TVSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。
また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【TVSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

TVSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼［ACELINK NX-Proホームウィンドウ］



5．申告書類を提出する際の注意事項

(1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。

(2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。

(3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。

(4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。

(5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。

(6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。

(7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。

(8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

６．その他のご注意

(1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「会計事務所トータル・バリューサービス（TVS）」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。

(2) 専用用紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-Proのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）

(3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

(4) 2027年3月31日をもちまして、「Cloud Service Hub for MJS」の提供を終了いたします。
これに伴い、2027年3月中旬に予定しておりますバージョンアッププログラムのリリースにあわせて、「MJS-Connect連携」機能の連携先から「Cloud Service Hub for MJS」を削除いたします。

以上